



文部科学省  
国立教育政策研究所  
National Institute for Educational Policy Research

※最新版を、<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf11.pdf> から、直接にダウンロードできます。

# 生徒指導リーフ

*Leaf over the theory and practice on Seitoshidou!*

いじめの  
「認知件数」

*Leaf.11*

生徒指導・進路指導研究センター

# 発生件数から認知件数へ

平成 18 年度分の「問題行動等調査」（正式名称は「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）から、いじめの件数の呼称は「発生件数」ではなく「認知件数」に改められ、併せていじめの定義（判断基準）についても大きく変わりました。

この呼称と定義の変更は形式的なもののように受け止められがちですが、いじめに対する考え方を 180 度転換することを求めるものと言っても、過言ではありません。

単に「数字が多いのは問題」「数字を減らすことが大切」「数字が少なければよい」等と考えるのではなく、「数字の多寡にかかわらず、解消率が高いことが重要」「解消率が高いなら、数が多いのはむしろ積極的に取り組んでいる証拠」と考えることを求めるものとなったからです。

- ◆ 「認知件数」が少ない場合、教職員がいじめを見逃していたり、見過ごしていたりするのではないか、と考えるべき。
- ◆ （教育委員会等が）「解消率」等を考慮しないで「認知件数」だけを減らすよう求めるのは誤ったいじめ施策、と考えるべき。

## 「発生件数」と表現しなくなった理由

いじめという行為は、そもそも大人（第三者）の目には見えにくく、完全に発見することは不可能です。つまり、教職員が認知できた件数は、あくまでも真の発生件数（それを特定することは不可能ですが）の一部にすぎないのです。

### 認知できた数を過信しない

例えば、平成 23 年度分の「問題行動等調査」では、いじめの「認知件数」は、7 万 231 件でした。一方、平成 24 年に実施された「いじめ緊急調査」における「認知件数」は 4 月から 9 月までの半年余りで 14 万 4054 件でした。この開きは、実際にいじめが急増したからではなく、いじめ自殺事案を受けて積極的にいじめを把握しようと努めたことから生じたものです。

「発生件数」と表現していた当時から、いじめが社会問題化した後には報告される件数が増えるにもかかわらず、数年経つと件数が減っていくことから数字の信頼性が疑問視されてきました。また、「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」（文部大臣緊急アピール）と言われていながら、いじめがゼロと報告する学校も少なくありませんでした。

限界のある数字でありながら、あたかも客観的に全体を把握したものと誤解させる「発生件数」や「発見率」などの表現を用い続けること自体、いじめに対する無知や無理解を示しています。

# いじめの定義（判断基準）について

平成18年度の「問題行動等調査」からは、「認知件数」の呼称変更と同時に、いじめの定義（判断基準）についても見直しが行われました。

## 18年度からの新定義

新しい定義（調査を行う際の判断基準）は、以下のとおりです。

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（注1）「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

（注2）「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

（注3）「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注4）「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

（注5）けんか等を除く。

## 旧来の定義との違い

従来基準は、『「いじめ」とは、『①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。』とする』でした。しかし、「一方的」「継続的」「深刻な」という基準に当てはまらないとの理由でいじめの件数に含めなかったとの報告があったことから、変更されました。

### ★「問題行動等調査」とは★

学校におけるいじめや不登校、暴力行為など、生徒指導上の諸問題については、毎年度の件数や発生状況が集約され、全国的・経年的な動向が公表されています。

各学校で前年度末に確定した数字は、文部科学省の書式に従って市町村教育委員会に報告され、都道府県教育委員会経由で文部科学省に送られます。それを取りまとめた上で公表されているのが、いわゆる「問題行動等調査」です。

◆呼称や定義が変更された意味をきちんと踏まえ、積極的に認知し、積極的に解消を図っていくという姿勢が重要。

◆いじめに限らず、数字の増減に一喜一憂することなく、問題行動等にきちんと向き合ってきたか、向き合っているかを点検する姿勢が重要。

## ★ワンポイント・アドバイス★

### 「問題行動等調査」を自己点検の機会と捉える！

「問題行動等調査」には、客観的に実態を把握するという当初の意義とは別に、もう一つの意義があると考えられます。それは、報告を求めることで、学校や教育委員会の問題意識を高め、未然防止や早期対応の取組を促すという意義です。

実際、日本のいじめや暴力の発生状況は、児童生徒に直接尋ねたアンケート結果で比較してみると、欧米と比べて相対的に低い水準にあることがわかっています。発生が低く抑えられている理由の一つと考えられているのが、取組を各学校任せで終わらせず、各学校は実態や取組を教育委員会に報告し、教育委員会はそれを国に報告するという仕組みの存在です。

欧米には法律によって学校の取組を義務付けている国もあります。しかし、日本の場合には国が教育委員会を経由して各学校に報告を求めていく仕組みによって各学校の取組を促している、と考えることができます。

そうであるなら、学校や教育委員会の「問題行動等調査」に対する姿勢も、報告を求められるから年度末の忙しい時期だけれども仕方なくという受け身の姿勢ではなく、報告を自らの学校や地域をより良くしていくための機会として受け止めるという前向きの姿勢に変わっていく必要があるのではないのでしょうか。

さらに積極的に「問題行動等調査」を位置づける例を示しましょう。

不登校の例で言えば、月に3日以上休んだり、連続して2日休んだりした児童生徒については、各学校がその都度、理由を確認し、必要な対応を行う度に記録を残すようにします。そうした対応を行っていけば、年度末にはその記録からの転記だけで調査報告は完了します。

いじめの例で言えば、「学校いじめ基本方針」をPDCAサイクルに沿って進めることにより、被害者が教職員に相談したり、目撃者が名乗りでたりしやすい、また加害行為を許さない・加害行為に向かわない、そんな風土をつくっていきます。そうした過程で把握されたいじめには、速やかに学校で設置した「組織」で対応し、必要に応じて教育委員会や関係機関との連携も図っていきます。そうした取組過程の記録を残しておけば、年度末にはその記録からの転記だけで調査報告は完了します。

つまり、日々の取組を積み重ねた結果を一年分まとめて点検し見直すための資料が、そのまま「問題行動等調査」の報告につながるという形になることが望ましいと言えます。

※いじめに取り組むPDCAサイクルの詳細は、生徒指導リーフ増刊号『いじめのない学校づくり ～「学校いじめ防止基本方針」策定 Q&A- 』や生徒指導リーフ増刊号2『いじめのない学校づくり2 ～サイクルで進める生徒指導：点検と見直し～』を御覧ください。

★当センターで作成した調査研究報告書等一覧：<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/3.htm>



文部科学省  
国立教育政策研究所  
National Institute for Educational Policy Research

編集 生徒指導・進路指導研究センター  
TEL 03-6733-6880  
FAX 03-6733-6967  
初版発行 平成25年1月